

【生活困難とは】

経済的困難に加え、教育や就労等の機会の不足、健康面での障害、地域社会での孤立などの社会生活上の困難も含めた広い概念

経済社会の新たな潮流

○ 家族の変化

・単身やひとり親の増加

○ 雇用・就業をめぐる変化

・非正規雇用者の増加(女性に多い、男性でも増加)

○ グローバル化

・在留外国人、外国人の親を持つ子どもの増加

女性が生活困難に陥る背景

妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響

非正規につきやすい女性の就業構造

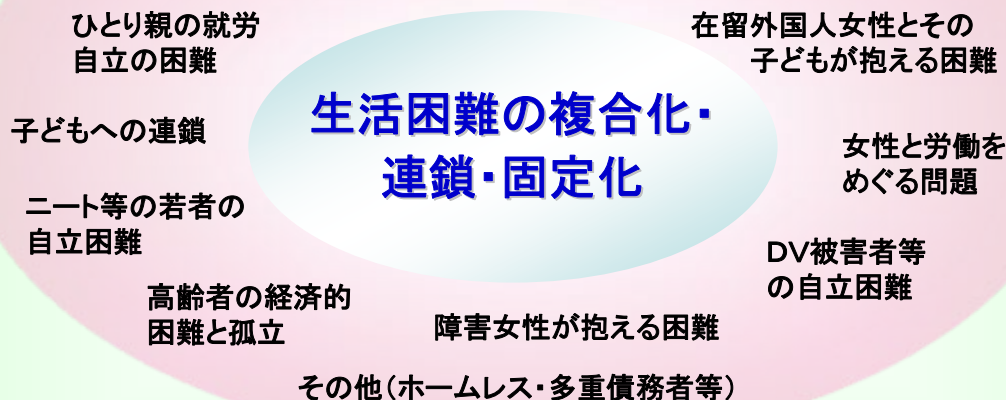
女性に対する暴力等の影響

背景にある固定的性別役割分担意識

女性の生活困難リスクの顕在化

生活困難層の多様化・一般化と男女共同参画の問題

生活困難の複合化・連鎖・固定化



男性特有の状況

男性の孤立や日常生活自立の困難

男性役割のプレッシャー

男女共通にみられる状況

成育家庭の経済的困窮や不安定

学歴の影響

暴力被害等による自尊感情の侵害による社会不適応

雇用環境の悪化、非正規雇用の不安定さ

障害を持つための日常生活や就業等における困難

外国籍であるための言語等でのハンディ

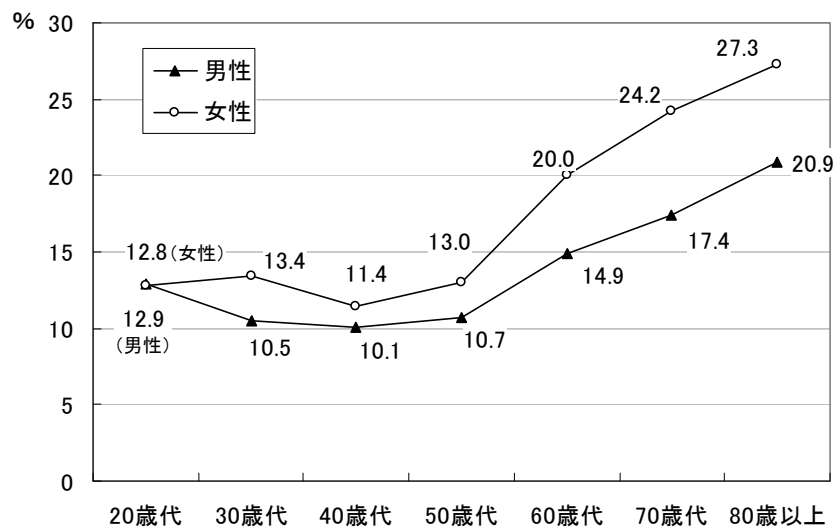
地域ネットワークの弱体化

女性に多くみられる生活困難

女性で高い相対的貧困率

ライフステージを通じて広がる男女間格差

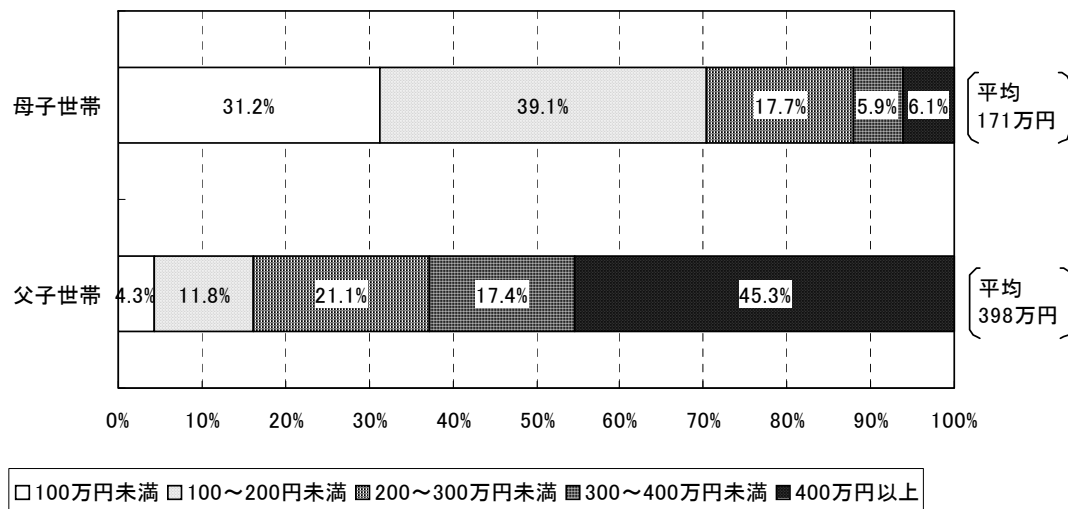
図表 1 年齢階層別・男女別：相対的貧困率(平成14年)



厳しい経済状況にある母子世帯

100万円未満が約3割、300万円未満が9割近く
父子世帯でも4割近くが300万円未満

図表 2 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合(平成17年)



資料：阿部彩(2008)「第I部 貧困の現状と経済理論：第1章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp33.

(参考)全世帯と母子・父子世帯の年間平均収入の比較 (就労収入以外も含む世帯全体の収入)

	全世帯	母子世帯	父子世帯
平成17年 年間平均収入	563.8万円	213万円	421万円
一般世帯を100と した場合の比	100.0	37.8	74.7

資料：「全国母子世帯等調査」(厚生労働省、平成18年度)

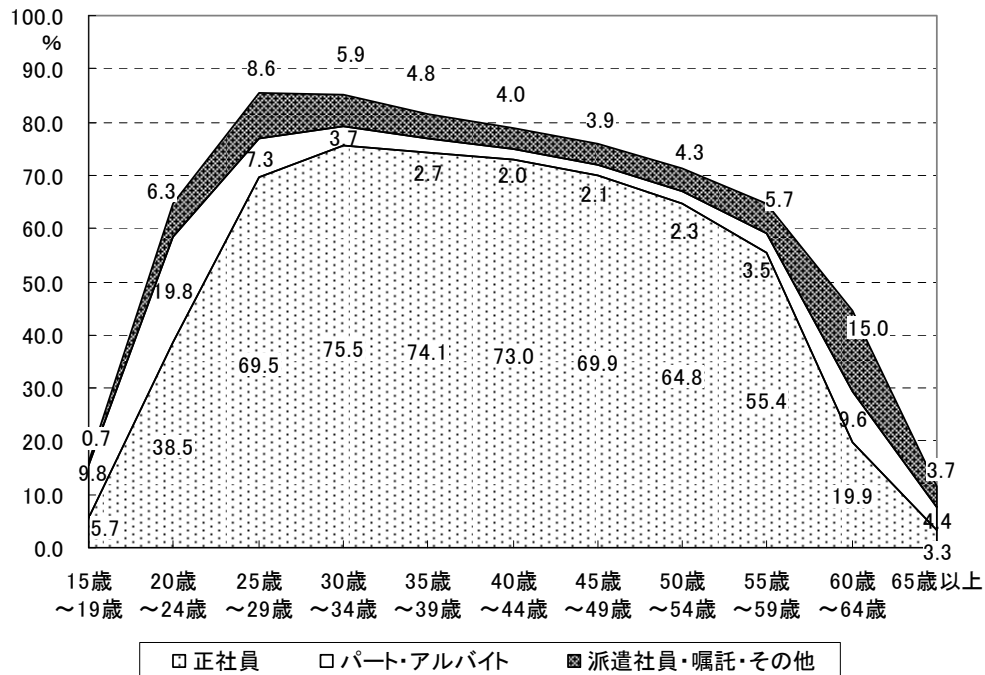
背景にある女性と労働をめぐる問題

女性で多い非正規雇用

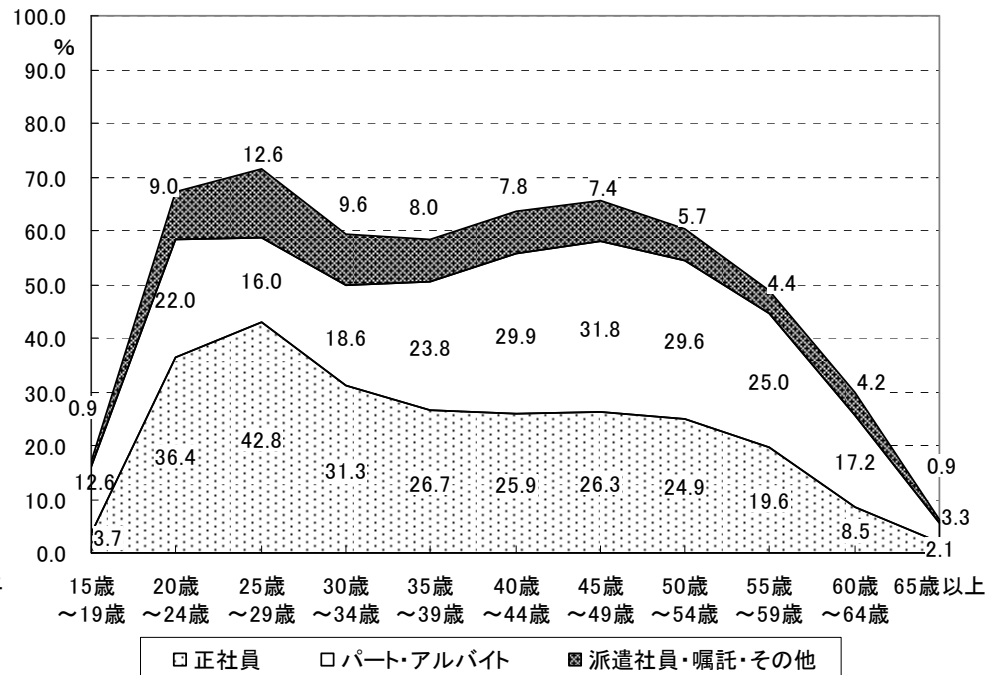
子育て年代だけではなく若年層でも増加
男性も若年層を中心に増加

図表3 年齢階級別雇用者割合(平成19年)

<男性>



<女性>



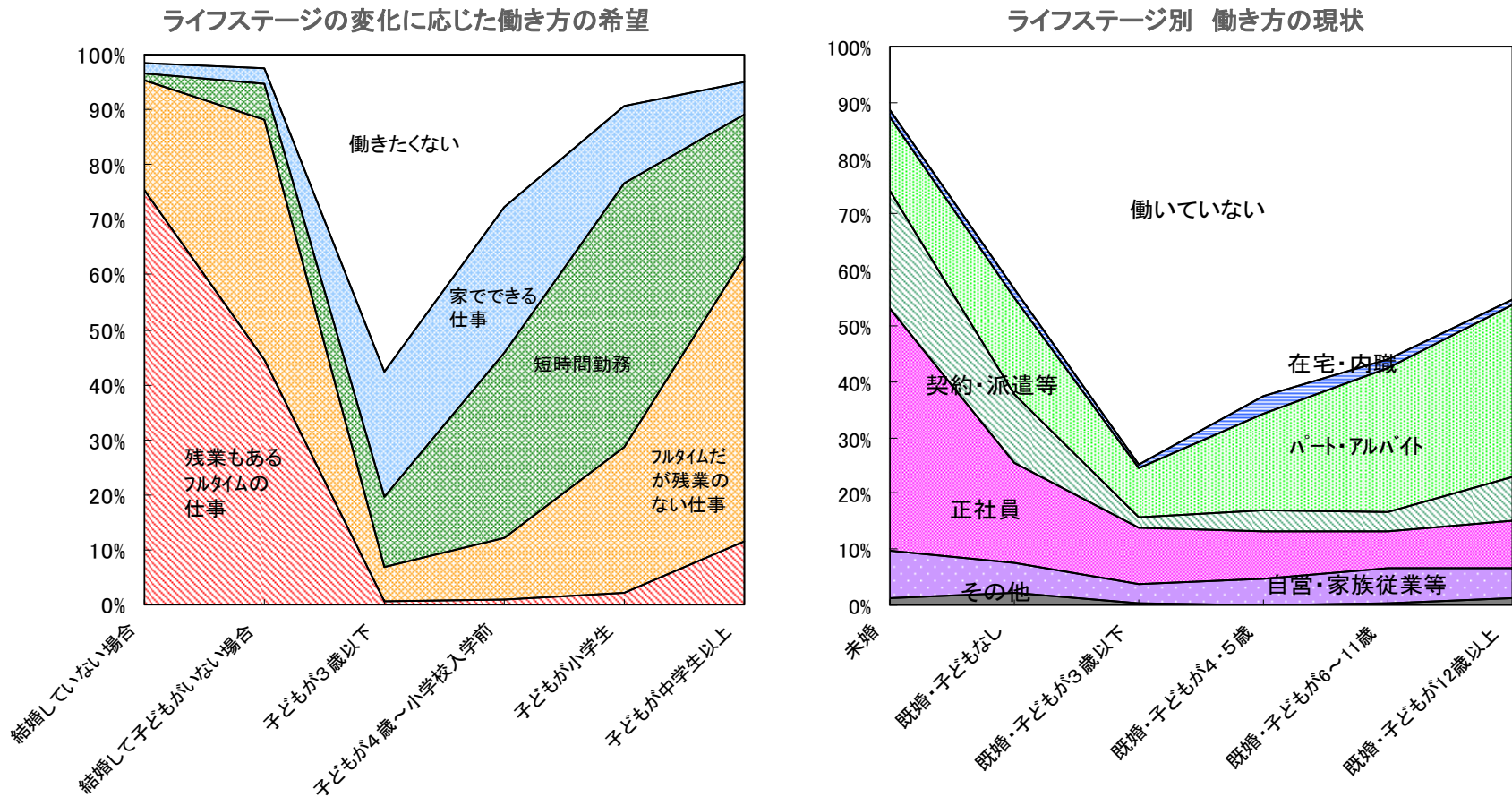
資料:総務省「就業構造基本調査」

背景にある女性と労働をめぐる問題

女性が就業継続や再就職をしにくい現状

子どもが大きくなると就業希望が増えるが実現しにくい

図表 4 女性の再就職の困難

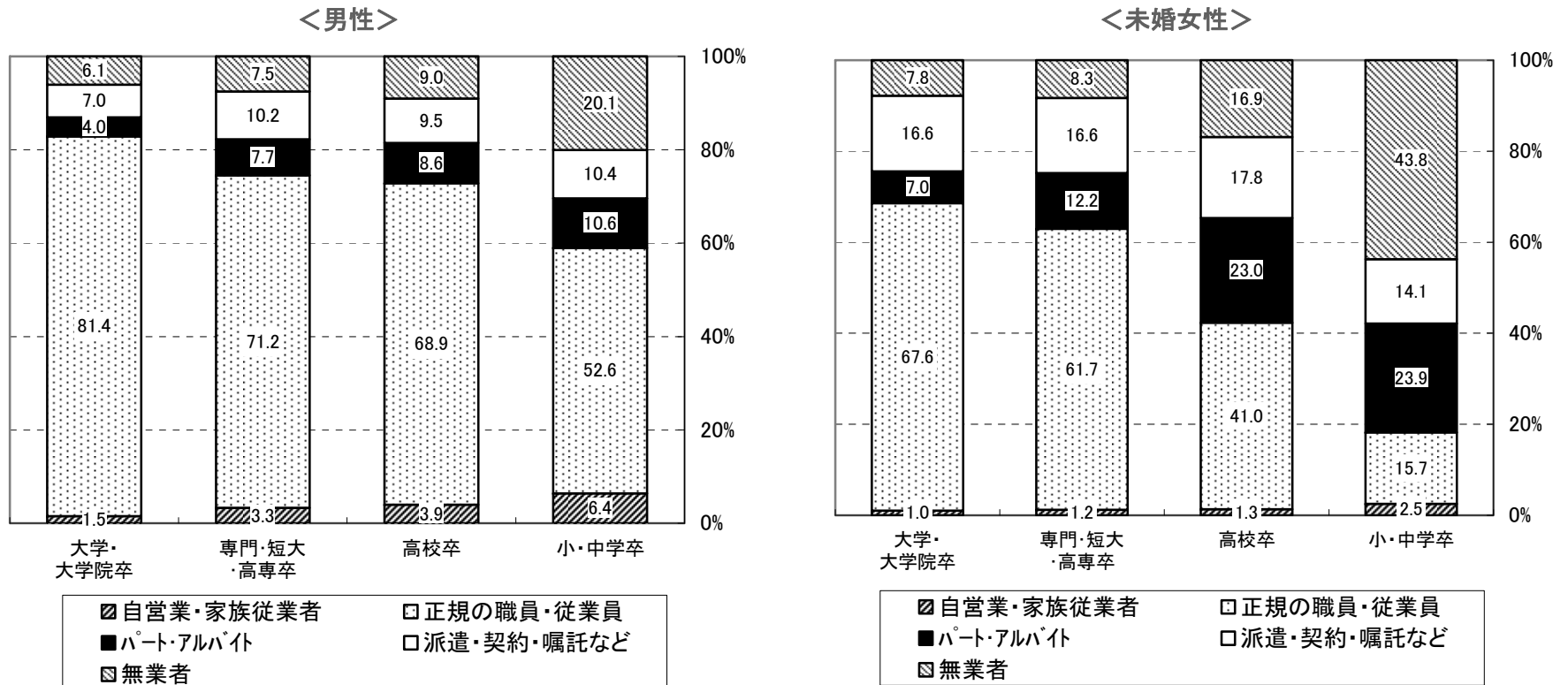


資料：内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年3月)

学歴の影響

高校卒や小・中学卒で多い無業、非正規 特に女性において顕著な傾向

図表 5 25-29歳の男性・未婚女性：学歴別にみた雇用・就業状況



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

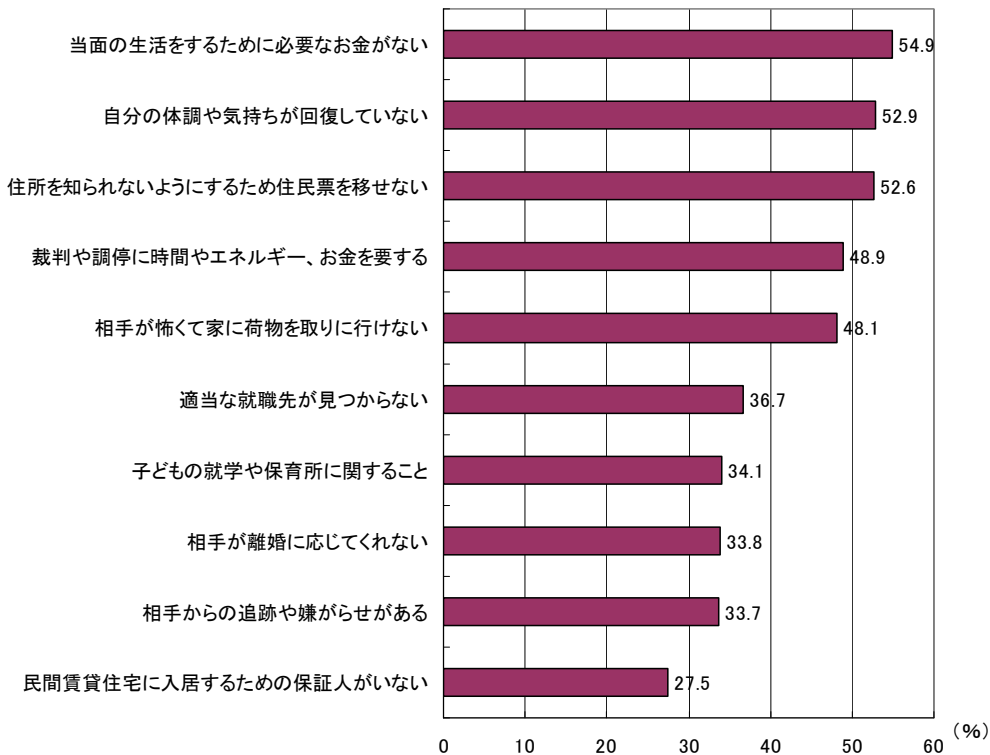
DV等の女性に対する暴力の影響

DV被害者が抱える困難

経済的困窮や心身の不調など多くの困難を抱える

図表 6 配偶者からの暴力被害者が自立生活に向けて抱える困難(上位10位)

N=728



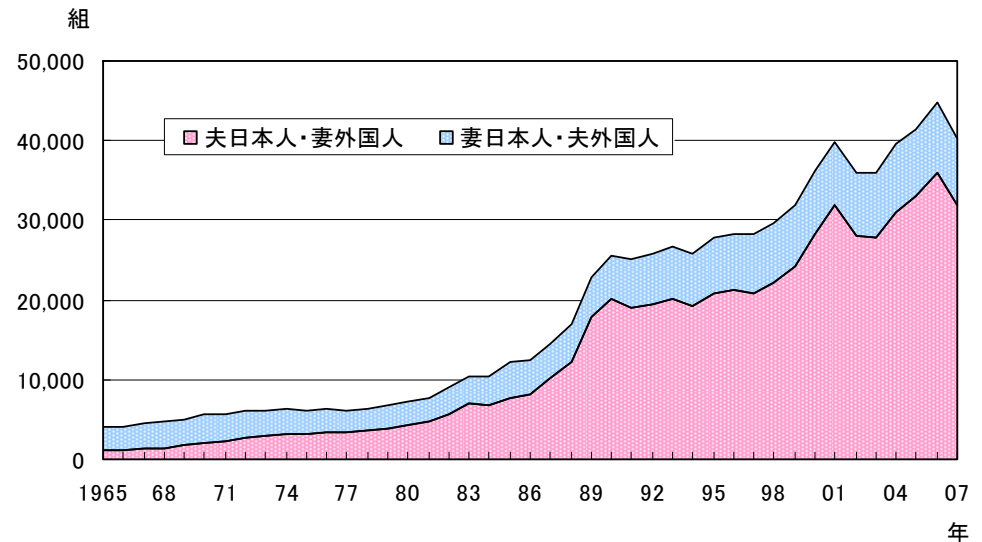
資料: 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査報告書」(平成19年4月)

在留外国人女性とその子どもをめぐる問題

国際結婚の増加

生まれる子どもの約30人に1人が「少なくとも一方の親が外国人」

図表 7 国際結婚の動向



資料: 厚生労働省「人口動態統計」

→少なくとも一方の親が外国人の出生数35,651人(3.2%)

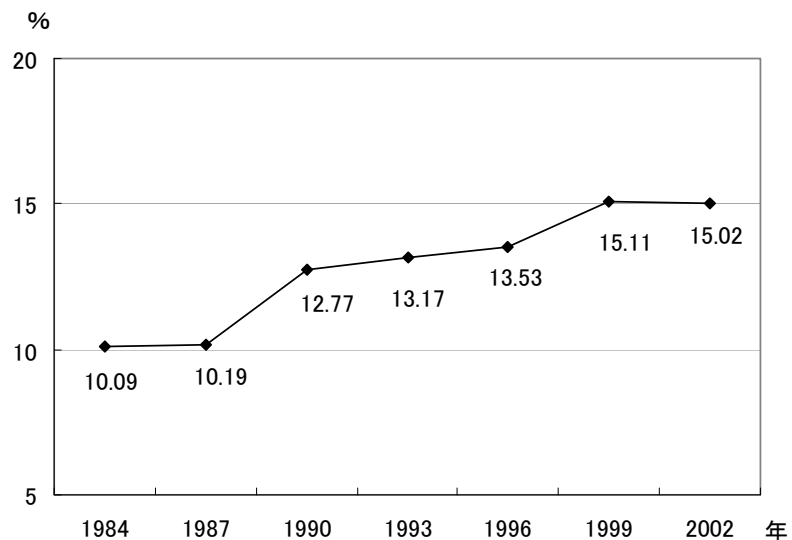
資料: 厚生労働省「平成19年度『日本における人口動態—外国人を含む人口動態統計—』」

次世代への連鎖の問題

上昇する子どもの相対的貧困率

2002年には相対的貧困率が15%に

図表 8 子ども(20歳未満)の相対的貧困率



資料:阿部彩(2006)「第5章 貧困の現状とその要因:1980-2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配:格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、pp.117.

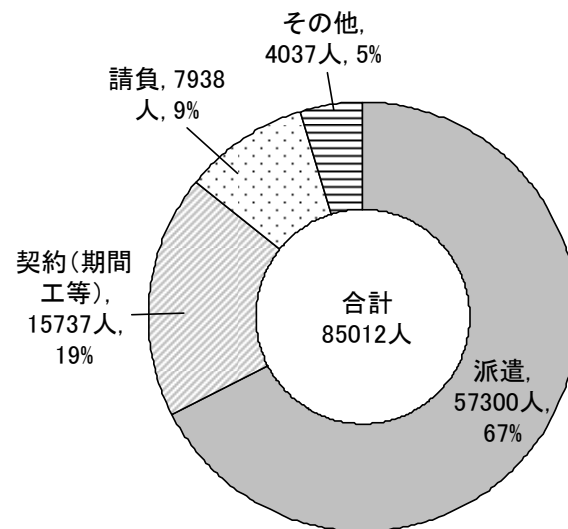
注:子どもがいる世帯の所得をもとに世帯人員数で調整して算出した数値

昨今の経済情勢の悪化の影響

深刻な非正規雇用の雇い止め

派遣を中心に多い非正規雇用の雇い止め

図表 9 非正規雇用の雇い止め件数(平成20年12月報告)



資料:厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について(平成20年12月報告)」

対応の基本的視点

生活困難の中にある男女共同参画をめぐる問題への着目

- 男女別分析による効果的な対策
- 固定的性別役割分担意識に基づく社会構造、社会制度のひずみ

女性の生活困難の防止に不可欠な男女共同参画施策の推進

- 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革
- 女性に対する暴力の防止と被害者支援

女性のライフコースを通じたエンパワーメントと総合的な支援

- 女性が生活困難に陥るリスクを高めるポイントに着目した支援
- 個人のニーズを中心とした総合的な支援

今後検討すべき課題

自立に向けた力を高めるための課題

- 若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実
- 教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実
 - ・経済的困窮や妊娠等による高校中退の防止とフォロー 等
- 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実
- 高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進

雇用・就業の安定に向けた課題

- 雇用の場の改革
 - ・均衡待遇の確保
 - ・非正規雇用者のセーフティネット機能の更なる強化
 - ・男女雇用機会均等の確保 等
- 女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備
 - ・仕事と生活の調和の推進、地域の子育て支援環境の整備等
 - ・子どもを持ちながら学び直しや資格取得ができる職業訓練の機会の充実
 - ・ライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度への見直し

安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

- 困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり
 - ・施設退所後の母子の自立支援
 - ・障害女性の子育てへの支援
 - ・父子家庭への支援 等
- 生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組
 - ・生活困難を抱える世帯の子どもに対する教育機会の拡大 等
- 国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援
 - ・相談支援、DV被害者等への母語での支援等
 - ・外国人の子どもの就学支援 等

支援基盤の在り方等に関する課題

- 家庭や地域における男女共同参画の推進
- 自立概念の捉え直しと支援チャネルの多様化
 - ・経済的自立だけでなく社会的自立も含めた概念
 - ・NPOや企業等との連携のもと多様な居場所づくり
- 制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援
 - ・NPOや企業等との連携による柔軟な共助の仕組み
 - ・個人のニーズに応じて必要な支援が適切に組み合わせられ提供される仕組みづくり

(参考)支援機関・団体に対するヒアリング結果のポイント

ヒアリング調査の概要

生活困難に直面している男女(主に女性)が抱える困難の実態や背景、支援ニーズ、施策の課題を把握するために、支援機関・団体を対象にヒアリング調査を実施

○調査対象機関・団体:26団体

<調査対象機関・団体の種類>

- ・婦人相談所、婦人保護施設、男女共同参画センター
- ・母子家庭等就業・自立支援センター、母子生活支援施設、ひとり親家庭の支援グループ
- ・公的労働相談機関、マザーズハローワーク、労働団体、女性労働の民間支援団体
- ・若者自立塾、地域若者サポートステーション、自立援助ホーム、定時制高校、全日制高校
- ・外国人支援の民間機関
- ・福祉事務所
- ・女性専用の更生施設、女性専用の宿泊所
- ・障害者の自立生活センター
- ・多重債務整理の民間機関

○調査時期:2008年11月～2009年2月

(注)事例情報については、個人が特定されないように複数の事例を組み合わせたり、年齢等のプロフィールに一部加工を加える等の処理を行って使用している。

婦人保護・女性相談

生活困難を抱える人々の実態

- 深刻な身体的暴力の相談と精神的暴力の相談が増加。経済的な問題では、「住むところがない」等の切羽詰まった相談や、離婚したいが経済的自立が困難という相談も多い。
- 婦人保護施設入所者の多くが親からの暴力、DV、性犯罪被害など重複・複合して暴力被害経験を持ち、心身に重大な影響。成育した家庭の機能が、離婚・再婚、DV、親からの虐待などで不全な状態であった場合も多く、生活困難の世代間連鎖も。
- 施設入所者には、障害がある人、相対的に低い学歴の人も多く、日常生活能力が不十分であったり就労機会を持ちにくかったりするため、自立に向けた道のりが困難

支援をめぐる課題に関する意見

- DV等の暴力被害者が精神的回復を図りながら母子での自立生活に向けて進めるような支援
(相談や居場所づくり、一時保護所の住環境の改善、ステップハウス等の段階に応じた支援の充実、母子統合のための支援の充実等)
- 性暴力被害女性に対する専門的支援
- 個人を継続的にフォローしながら支援する仕組み、女性関連施設のネットワークの効果的な活用 等

DV被害：内夫の執拗なつきまといで自立困難

40代女性、子ども2人(いずれも未就学)

内縁の夫のDVから逃れ、他県の施設に入所していたが、内縁の夫が母子を探し回り、保護命令の期間が過ぎると近寄る。長時間にわたる執拗な嫌がらせの電話もある。パート就業をしたいと思うものの、内夫の追跡が怖くてできない。

児童期からの被虐待経験から性非行

10代女性、未婚

母子家庭に育つが、児童期から家にたびたび来る親の知人から性暴力や身体的暴力を受けていた。中学生時代は知人が来るのが嫌で家出を繰り返し、「援助交際」もしていた。妊娠、交際相手宅で出産。救急搬送後に婦人保護施設に措置される。長期間にわたる性暴力、虐待を受けてきたため感情鈍麻、解離などみられた。子どもへの思いは強いが、生活面でスキルが低く、退所後母子生活支援施設に入所し、支援を受けながら育児を続けている。

ひとり親

生活困難を抱える人々の実態

- 母子家庭は、**離婚による経済困窮**を抱えるケースが圧倒的に多い。背景に、結婚生活における夫への経済的な依存、就労経験が少なく育児等との両立のために選べる職業が限られてしまい低収入になりがちであること、夫からの養育費支払いが少ないことなど。
- 低収入の職にしかつけない中で、**長時間労働**や**二重就労**をせざるをえず、そのために身体をこわしたり、子どもに時間的にも精神的にも十分に対応できない。
- 父子家庭については、離婚後に育児との両立のための転職等により収入が減るケースがある。悩みもあると考えられるが、**周囲に相談相手がおらず**公的支援の対象になりにくいいため孤立してしまう。

支援をめぐる課題に関する意見

- 女性に不利な雇用構造の改革が必要
- 就労支援の窓口がハローワークと母子家庭等就業・自立支援センターと複数あるためわかりにくい。
- 子どもの就学資金の貸付が必要
- 母子自立支援員等が非常勤で経験が積み重ねられない。
- 父子家庭に関する支援が少ない 等

経済困窮で離婚、就労経験少なく就職困難

30代女性、母子家庭(子ども1人:未就学)

夫の仕事が安定せず経済困窮で離婚。養育費を受けておらず、収入のあてがない。実家に戻ろうとしたが、世間体を考え父親に反対される。子どもとの生活のため事務職の仕事を希望したが、工場でのパート勤務程度の就労経験しかなく、パソコンも使えなかったため、就職が難しい状況になっている。

ダブルワークで体調不良の母子世帯

40代女性、母子世帯(子ども2人:中学生、小学生)

現職では時給が低く、残業も多く、重い荷物の運搬や販売の業務もある。一日中立ち仕事で、子どものための休みでさえ取りにくい。土曜日も別の職場で働いているため子どもとの時間もなかなか取れない。現職では正社員登用の道はなく、残業も多く体調も崩しがちである。

労働問題

生活困難を抱える人々の実態

- 労働条件の不利益変更などの相談が非正規雇用を中心に多い。
非正規雇用でありながら家族を養わなければならない人が増加。
経済環境の悪化から企業経営が悪化し、そのしわ寄せとして非正規雇用者の勤務時間削減や雇い止めも生じている。
- 非正規雇用での就業はキャリアだけでなく人間関係形成の能力の積み重ねも妨げてしまう。
- 育児との両立、就業中断による再就職の制約、社会保障制度の扶養範囲との兼ね合いなどで女性は非正規雇用を選びがちであるが、そのことで不景気時などに仕事を失いやすく、生活困窮に陥りやすい。セクシュアルハラスメント、妊娠を理由とした解雇などの問題も。

支援をめぐる課題に関する意見

- パート労働者等の労働価値を適正に評価する必要性
- 派遣契約が途切れる期間の給与補償の問題への対応
- 短時間正社員制度やワークシェアリングなどの新たな制度の浸透
- 保育所や学童保育の充実
- 女性労働問題に関する民間の相談窓口 等

企業業績の悪化による派遣契約の打ち切り

50代男性、既婚

製造工程の派遣社員として3年近く働いていたが、経済環境の悪化により徐々に減産傾向になり、3か月ごとの契約であったものが1か月契約に変更され、最後は契約打ち切りとなった。1か月の給与補償はされたものの、その後の収入の当てがない。雇用契約が書面としての取り交わされず口頭で行われていた。

妊娠による住居つき派遣の解雇

20代女性、一人暮らし

派遣会社の寮に入って派遣雇用で働いていたが、妊娠していることがわかり、退寮しなければならなくなった。手持ち金もないため、実家に帰れず保護を求める。本人が幼少時に母親が亡くなって父親の就業も安定せず、児童養護施設で成長しており、たとえ帰れても実家には頼れない状態。

若者(ニート等)・子ども

生活困難を抱える人々の実態

- ニート等で支援につながるのは男性が圧倒的に多い。労働条件の不利益変更などの相談が非正規雇用を中心に多い。背景には、本人並びに保護者の自立に対する意識が男女間で違うこと、**女性は家事手伝い等の形で問題が潜在化しやすい**ことがある。
- ニート等の多くが、いじめ、不登校などの人間関係での挫折経験を抱え、**対人関係やメンタル面での問題**を抱える。
- 親の失職や離婚、病気などによる経済的困難により、高校時代に働きながら学ぶことを余儀なくされる子ども、**教育費負担ができないために高校を中退**する子ども、家庭環境が安定せず基本的な生活スキルが身につかず施設での支援を必要とする子どもも。

支援をめぐる課題に関する意見

- 「就労支援」の枠組みでは支援できない心の問題や発達障害等を抱えた若者に対する総合的な支援
- 定時制高校の削減に伴って入学できない子どもや中途退学者が生じている問題
- 在学中に妊娠・出産する女子生徒への対応
- 複雑な事情を抱える子どもに対する職業指導やカウンセリング等のソーシャルワーク的な専門的支援
- 高校生に対する労働相談機能の充実 等

いじめ、不登校からニート

20代前半の女性、未婚

父親から母親へのDVがあり、常に父親の顔色をうかがう生活で、対人関係に恐怖心を持つ。中学においていじめられ、不登校。高校は入学まもなく通常登校ができなくなり退学。その後、通信制の単位制高校へ転学し卒業。対人交流に困難があり、アルバイト就業するも長続きしない。今までの仕事は庶務のバイトや派遣など。雑用ばかりでスキルの積み上げにならず、自信もなく次の仕事も考えられない。母親への依存傾向が強く、不満を爆発させ暴力にいたることもある。不眠、焦燥感があり、メンタルクリニックにて通院加療し投薬も受けている。

親の経済困窮により子どもが働きながら高校通学、専門学校を中退

10代後半の女性、未婚

経済的な困窮のため、本人もスーパーで最低賃金水準で働きながら定時制高校に通学。成績優秀なため専門学校の奨学金を得て進学するものの、専門学校で入学時や定期的に必要になる教材費等を負担できず、途中退学。

国際結婚、在留外国人とその子ども

生活困難を抱える人々の実態

- 国際結婚の場合、文化・価値観の違い、コミュニケーションの困難さ、DV、親の介護負担の重さ等を理由とした離婚に関する相談が多い。離婚後は、子どもの親権を得ることで在留資格を得て定住する人も多く、就労自立や子どもの養育に関する問題が生じている。
- 在留外国人の子どもをめぐっては、不就学、学校における日本語理解などをめぐる問題がある。親が母国の子どもを大きくなってから呼び寄せるケースで義務教育後の教育の保障をめぐる問題も。
- 在留外国人は日本語がしゃべれるが読み書きができない場合も少なくなく、子どもの学校の手紙が読めない等でのつまづき、雇用契約時の不利などが生じているとの指摘もある。

支援をめぐる課題に関する意見

- 外国人の交流や相談等の支援拠点の必要性
- 国際相談の体制整備
- 日本語教育の機会の充実
- DV等で保護された外国人女性の生活再建に向けた母語での支援の必要性
- 外国人の子どもの就学機会の保障や、第二言語としての日本語教育の必要性 等

婚姻届を出さず家に閉じこめDV

20代女性、子ども2人(いずれも未就学)、外国籍(フィリピン)

故国に仕送りするために不法滞在で働くが、結婚。しかし、夫は実際には婚姻届を出すと言いながら長期にわたって届を出さず、子どもも認知しなかった。在留資格を与えないようにして、家に閉じ込めていたような状態で、本人と子ども達に対する暴力(うち一人の子には性暴力)を頻繁にふるった。一時保護し、母子の健康管理、入国管理事務所への同行支援、今後の処遇についての相談を行う。

コミュニケーションの困難・DV等による離婚

20代女性、子ども1人(未就学)、外国籍(中国)

斡旋業者を通じて日本人と結婚。夫と年齢が大きく離れている上、コミュニケーションが取れない、夫の親の介護、前妻の子どもの面倒をみないといけない、自由な外出ができない、などで生活に悩んでいた。夫からの暴力も受け、子どもをつれてシェルターへ逃げ、弁護士を立てて離婚が成立。中学中退のため、事務等の職はつけず、夫からの養育費支払いもないため、生活保護申請して単純作業のパートにつく。